令和５年５月○日

○○○

第○号

国土交通省　○○地方整備局長

○○　○○　殿

○○県　知事

○○　○○

○○地方整備局から○○県への予測水位情報の提供に関する協定（協議依頼）

○○県と気象庁が共同で実施する一級河川の洪水予報に活用するため、水防法（昭和24年法律第193号）第11条の２の規定に基づく○○地方整備局からの予測水位情報の提供を受けたく、別添の協定について協議を依頼する。

【別添】

○○地方整備局から○○県への予測水位情報の提供に関する協定（例）

　○○県と気象庁が共同で実施する一級河川の洪水予報に活用するため、水防法（昭和24年法律第193号）第

11条の２の規定に基づく○○地方整備局から○○県への予測水位情報の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

　また、本協定を円滑に運用するため、○○県、○○地方整備局及び○○地方気象台との間で「実施要領」を別に定める。

１．○○地方整備局からの予測水位情報の提供

○○県からの依頼を受け、○○地方整備局は、○○県と気象庁が共同で実施する一級河川の洪水予報に活用するため、○○県に対し本川と支川とを一体で予測した水位情報を提供する。

２．○○地方整備局からの予測モデルの特性等の説明

○○地方整備局は、○○県からの求めに応じて、○○県に対し予測モデルの特性等について説明するものとする。予測水位情報の提供についての実施要領の協議依頼を受けた際及び毎年の出水期前に○○地方整備局が説明を実施することを基本とするが、必要に応じて○○県は説明を求めることができるものとする。

３．予測水位情報の提供を受ける河川

　予測水位情報の提供を受ける河川、その区間及び代表地点並びにデータ形式及び通知方法等については、実施要領において定める。

４．○○県による予測水位情報の活用

　前述の○○地方整備局からの予測モデルの特性等についての説明も踏まえ、○○県は○○地方整備局から提供される予測水位情報を○○県と気象庁が共同で実施する洪水予報に活用し、洪水予報の高度化をはかる。

また、○○県は、住民の的確な避難行動を早期に促すため、洪水予報に基づく避難情報が市町村から確実かつ迅速に発令されるとともに、住民にとって理解しやすい内容となるよう、県内の市町村と緊密に連携した防災体制を構築する。

令和　　年　　月　　日

○○県知事　　　　　　　　　　　○○○○

国土交通省○○地方整備局長　　　○○○○

令和５年５月○日

国○○

第○号

○○県　知事

○○　○○　殿

国土交通省　○○地方整備局長

○○　○○

○○地方整備局から○○県への水予測水位情報の提供に関する協定（回答）

令和５年５月○日付○○○第○号で協議依頼のあった標記の協定については、依頼のあった原案に同意する。